

労基みえ

第207号 令和7年4月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail:roukimie@mierouki.or.jp



サクラ(津市)

令和7年度 三重労働局行政運営方針 (労働基準関係 抜粋)

第1

最低賃金・賃金の引上げに向けた支援 非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。

加えて、厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口や中小企業庁が委託する、よろず支援拠点など関係機関とも連携し、周知や情報提供を実施します。

また、労働局及び監督署においても、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行うとともに、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

(2) 地方版政労使会議の開催

地方版政労使会議については、中小企業・小規模事業者における賃金引上げに向けた環境整備及び働き方改革、地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境の改善に向けて、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、構成員が講ずる支援策の紹介等を行うなど、機運の醸成に努めます。

(3) 最低賃金制度の適切な運営

三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、最低賃金が改定された際には、賃金額の周知と履行確保を図ります。

三重県最低賃金 時間額 **1,023** 円（発効日 令和6年10月1日）

三重県特定(産業別)最低賃金 (発効日 令和6年12月21日)

電線・ケーブル製造業	時間額	1,033 円
電気機械器具製造業	時間額	1,031 円
輸送用機械器具製造業	時間額	1,047 円



チェックマン

(4) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。

(5) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりなどに取り組んだ事業主を支援するキャリアアップ助成金の周知、活用勧奨等を行います。

第 4

多様な人材の活躍促進と 職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

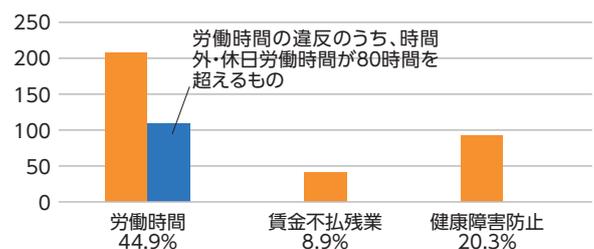
(1) 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法等により、労働行政機関等における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。

主な違反事項の違反件数と違反率



※令和5年度において、長時間労働が疑われる事業場（459事業場）に対して実施した監督指導結果より

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

全ての監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等きめ細やかな相談・支援等を引き続き実施します。

③ 令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用の遵守には、取引関係者、国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、上限規制特設サイト「はたらきかたススめ」等を通じて、必要な周知を行います。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請等を行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。

医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療労務管理支援事業における医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行います。



④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的に周知啓発を行います。

監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、関係省庁に確実に通報します。

(2) 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、必要に応じて監督指導を実施し、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生、自動車運転者、障害者である労働者等については、関係機関との情報共有や相互通報を適切に行うとともに、法違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施します。

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

2023年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」に基づき事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となって「令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」等の労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進します。

① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

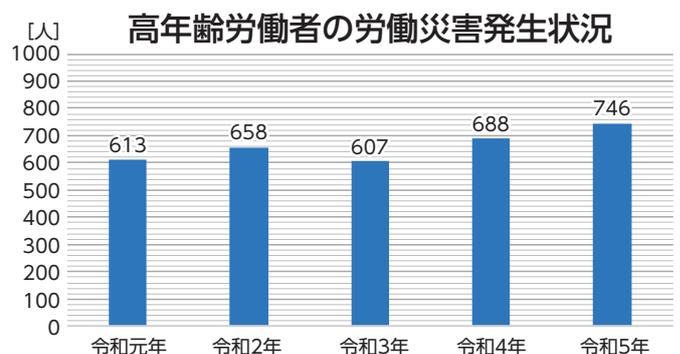
事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からプラスとなることについても積極的に周知啓発を図ります。

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

中高年齢の女性をはじめとして災害発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

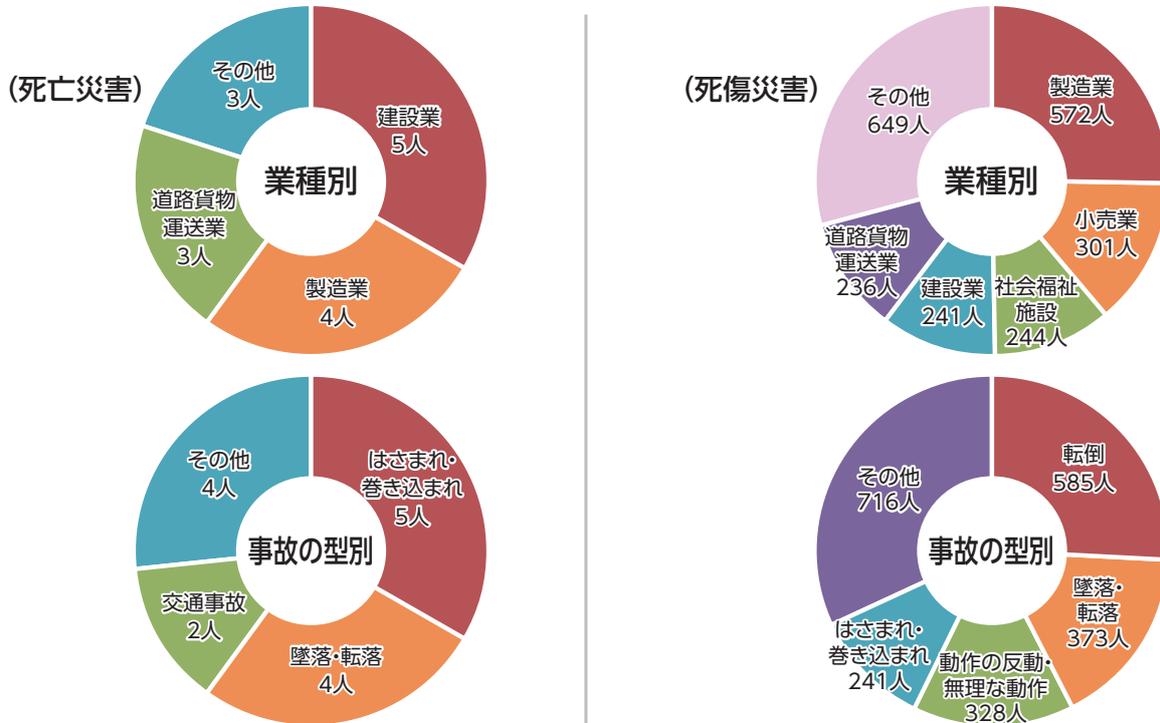
高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。



④ 業種別の労働災害防止対策の推進

業種別（製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設など）の労働災害防止対策として、法令改正や各種ガイドラインの周知を図ります。

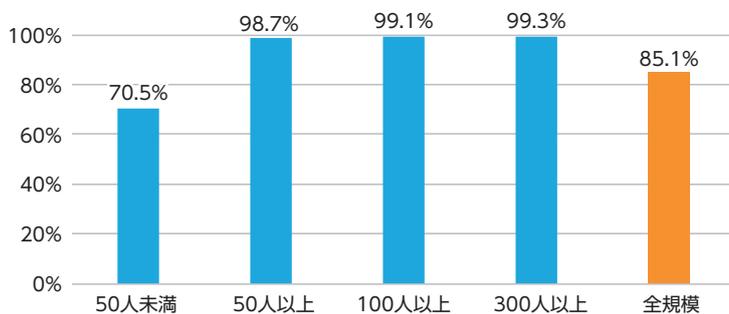
令和6年 業種別・事故の型別労働災害発生状況(R6.12月末現在 暫定値)



⑤ 労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談対応等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を図ります。

メンタルヘルス対策の取組状況



⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令が令和6年4月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため化学物質管理強調月間等の機会を活用し広く周知を図ります。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則等に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底を図ります。また、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図ります。

⑦ 熱中症予防対策の推進

近年、夏の暑さを背景に屋外作業を中心に熱中症による重篤な労働災害が多発しているため、熱中症予防キャンペーン期間（5月～9月）を中心に、熱中症予防のために把握することが有効な「暑さ指数」の周知、先進的な取組の紹介、労働者等向けの教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導等の取組を行います。

また、今年の夏に向けて、熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置を事業者に義務づける労働安全衛生法施行規則の改正が予定されており、その改正内容について周知及び指導の徹底を図ります。

⑧ 労働安全衛生法等の改正内容の周知

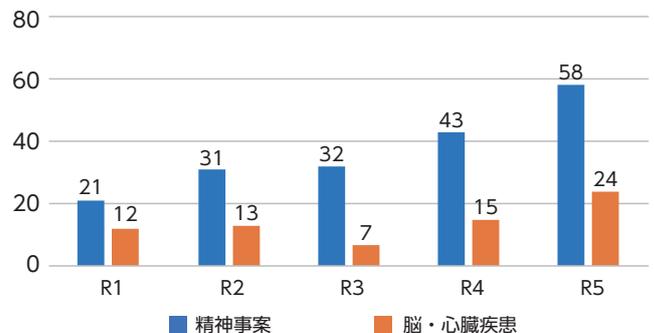
個人事業者等に対する安全衛生対策の推進のために注文者等が講ずべき措置等の規定、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする労働安全衛生法等の改正法案等が成立した場合には、円滑な施行に向けて、改正内容について十分な周知に取り組みます。

(4) 労災保険給付の迅速・公正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行い、適正に認定します。

特に、近年増加している過労死等事案（精神障害、脳・心臓疾患）については、認定基準に基づき、迅速・公正な処理を行います。

◇ 過労死等に係る請求件数



6 フリーランスの就業環境の整備

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランスから本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

さらに、全国の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。

また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底します。



伊賀労働基準監督署キャラクター
ケガせんぞう



松阪労働基準監督署キャラクター
あわつまつぞう



松阪労働基準監督署キャラクター
まつさかまる

職務給の導入を検討してみませんか

社員の役割や職務に基づいた給与である職務給に、企業や社員の注目が集まっています。

職務給を導入している企業からも、職務給を支給されている社員からも、メリットを実感しているという声が聞かれます。以下でご案内する「職務給の導入に向けた手引き」等の資料を、ぜひご活用ください。



職務給とは
どんな制度なのか、
もう少し
詳しく知りたい

職務給の導入に向けた手引き

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syokumukyu.html>

- 職務給を導入している企業やその社員が感じているメリットや給与制度の設計について、より詳しいデータや企業の声をご紹介します。
- 職務給を導入するまでの各ステップにおいて役立つ資料の紹介もあります。





導入するうえで
必要な具体的な
手順を知りたい。

多様な働き方の実現応援サイト

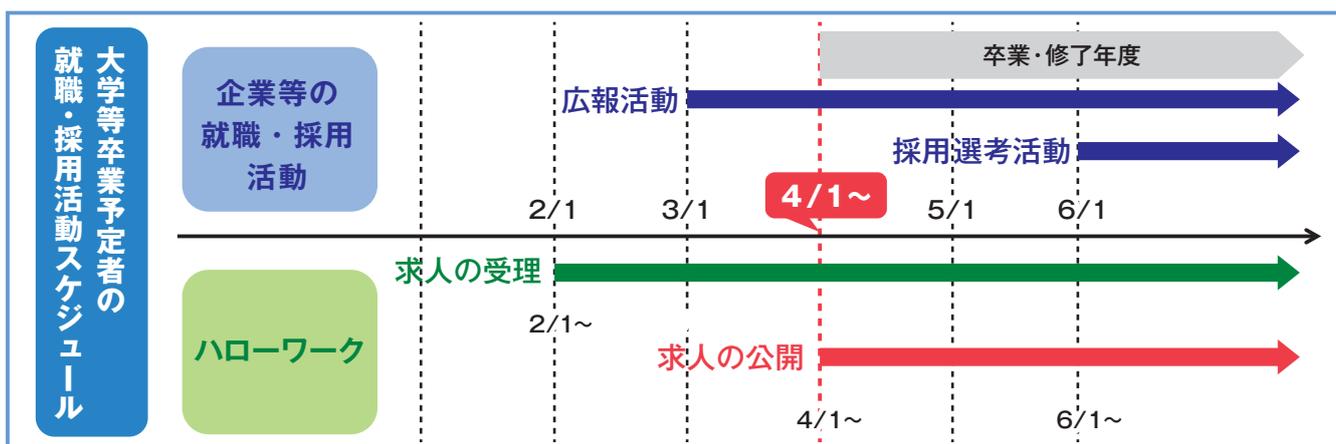
URL: <https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/estimation/doclist.html>

- 職務分析・職務評価の手順をご紹介します資料をご活用ください。
- 職務分析実施マニュアル
- 職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル
- 職務評価ツール
- 職務（役割）評価導入支援の実施手順（コンサルティングマニュアル）
- 職務分析・職務評価の手法を用いた企業の取り組み事例集



大学等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さまハローワークからのお知らせです。

令和7年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日からです!



求人公開の時期を早めることで、学生の皆様は十分な業界研究を行うことや企業の皆様も学生への広報活動を有効に行うことが可能となりますので、ご活用ください。※1 求人公開後であっても、5月31日以前に採用選考活動（ハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）を含む。）を行うことのないようご注意ください。※2 **タイプ3のインターンシップのうち専門活用型（2週間以上）かつ卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生（以下「対象学生」という。）**については令和7年3月1日から同年5月31日までの間に職業紹介を行っても差し支えありません。

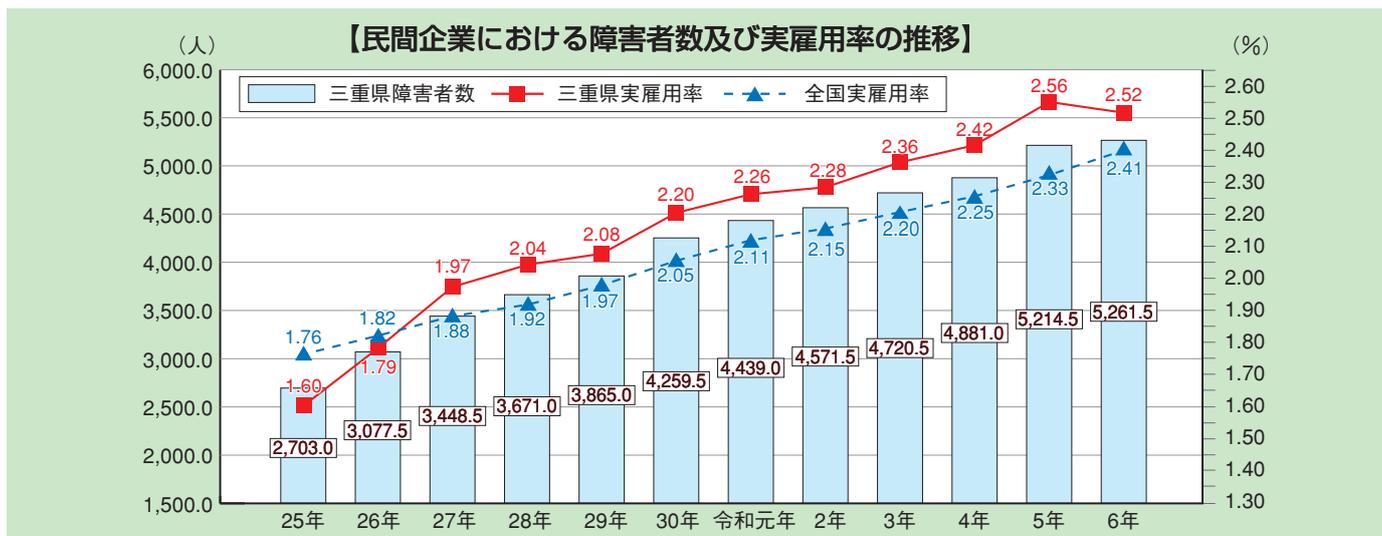
お問い合わせ先：三重労働局 訓練課 TEL059-261-2941

三重県内企業の障害者の雇用状況

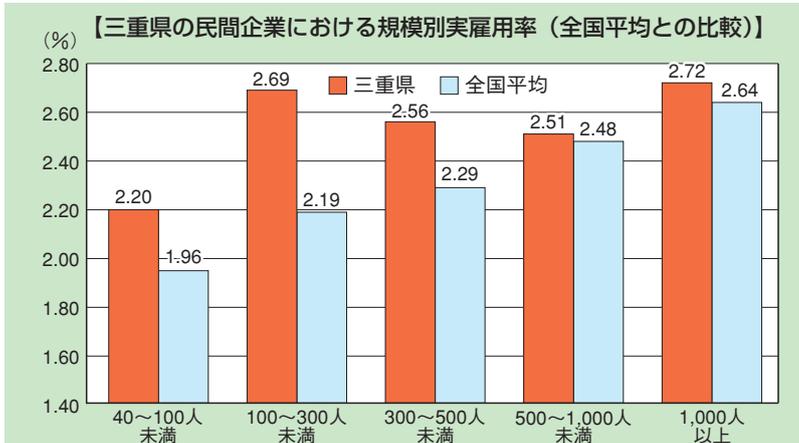
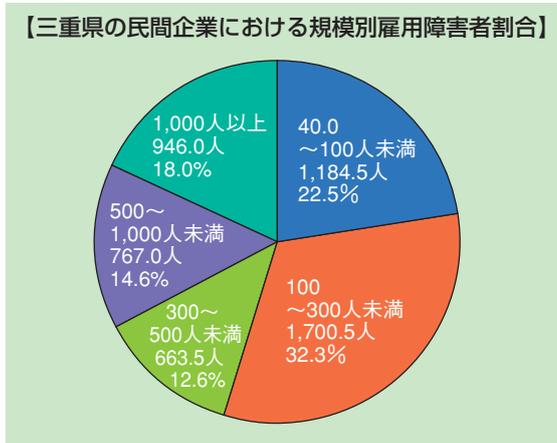
障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%、令和8年7月以降は2.7%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和6年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主1,426社の状況をまとめたものです。

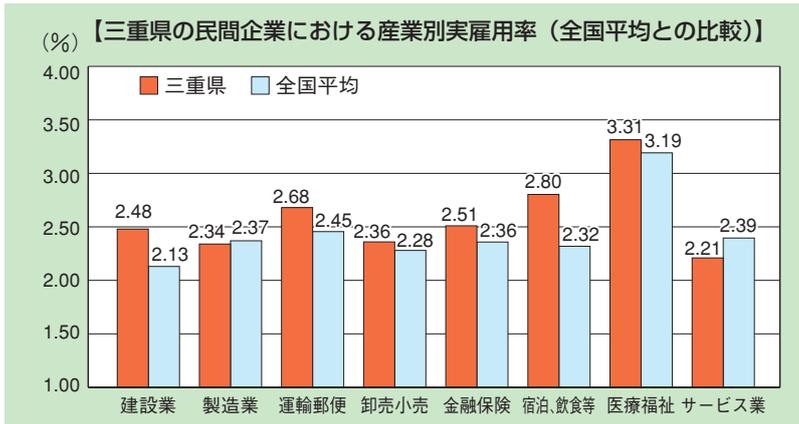
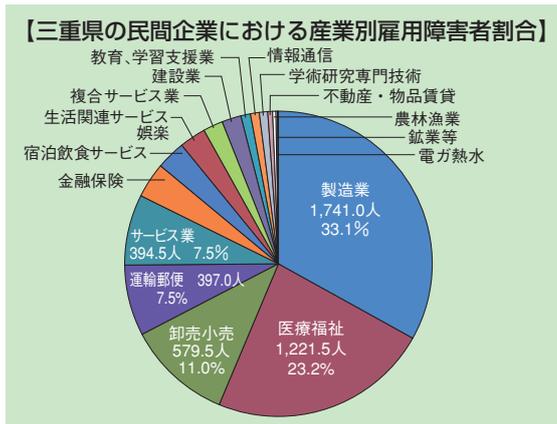
- 三重県内の民間企業における障害者雇用率2.52%（全国平均：2.41%）
- 法定雇用率達成企業の割合は57.6%（全国平均：46.0%）
- ・雇用者のうち、身体障害者は2,873.0人（対前年比3.1%増）、知的障害者は 1,174.5人（同1.6%減）、精神障害者は1,214.0人（同1.6%減）であった。



○企業規模別の状況



○産業別の状況



「外国人雇用状況」届出状況

「労働施策総合推進法」では、外国人労働者の雇入れ又は、離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格等をハローワークに届け出ることを義務付けています。

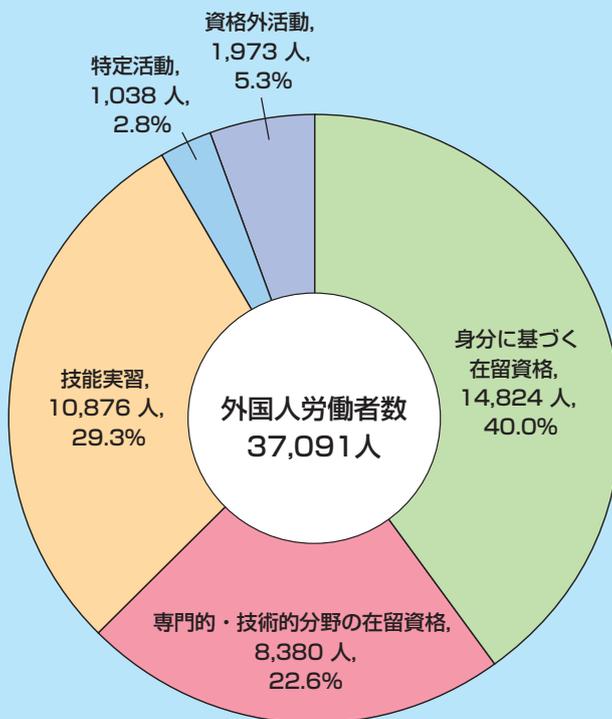
令和 6 年 10 月末現在の状況は、以下の通りです。

○外国人労働者数は、37,091 人（前年同期比 3,338 人増加）、外国人を雇用している事業所は、4,961 所（前年同期比 340 所増加）で、平成 19 年 10 月 1 日からの届出義務化以降、共に最高となっています。

外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移



在留資格別外国人労働者割合



* (注1)「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(注2)「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号」、

「高度専門職2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が該当する。

労働保険年度更新のお知らせ

令和7年度の労働保険年度更新の申告納付の
手続は 6月2日から7月10日 までです。

労働保険年度更新申告書は、5月末日頃に郵送される予定です。

◎申告書の提出は、「**電子申請**」にて行っていただくよう、ご協力をお願いします。

電子申請については、厚生労働省HP「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。

- ・ 労働保険の電子申請に関する特設サイト
- ・ GビズIDを利用した電子申請
- ・ 労働保険の電子申請説明動画
 など掲載しています。



令和7年度の雇用保険率が変わります。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険率は以下のとおりです。

事業の種類	①被保険者負担率	②事業主負担率	①+② 保険率
一般の事業	5.5/1000	9/1000	14.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1000	10/1000	16.5/1000
建設の事業	6.5/1000	11/1000	17.5/1000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業及び特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の率が適用されます。

※ 詳しくは、三重労働局HPをご覧ください。

なお、労災保険率、労務費率の変更はありません。

労働保険料等の納付については、口座振替が便利です。

口座振替については、厚生労働省HP「労働保険料等の口座振替納付」
 をご覧ください。

◆口座振替による納付のメリット

- ・ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- ・ 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
- ・ 手数料はかかりません
- ・ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます



問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室（TEL059-226-2100）

三重県内の労働災害発生状況

業種	死亡者数(人)			休業4日以上死傷者数(人)			
	令和5年	令和6年	対前年比	令和5年	令和6年	対前年比	
	3月11日速報			2月末			
全産業	11	15	+4	2,289	2,298	+9	+0.4%
製造業	2	4	+2	597	585	-12	-2.0%
鉱業	0	0	±0	6	4	-2	-33.3%
建設業	2	5	+3	257	248	-9	-3.5%
運輸業	2	3	+1	293	295	+2	+0.7%
林業	1	1	±0	25	29	+4	+16.0%
商業	1	0	-1	355	370	+15	+4.2%
保健衛生業	0	0	±0	281	315	+34	+12.1%
清掃業	0	2	+2	81	77	-4	-4.9%
上記以外の産業	3	0	-3	394	375	-19	-4.8%

製造業内訳	死亡者数(人)			休業4日以上死傷者数(人)			
	令和5年	令和6年	対前年比	令和5年	令和6年	対前年比	
	3月11日速報			2月末			
食料品	1	0	-1	149	137	-12	-8.1%
木材・木製品	0	0	0	25	19	-6	-24.0%
化学工業	0	0	0	53	62	+9	+17.0%
窯業土石製品	0	1	+1	47	34	+13	+27.7%
鉄鋼業・非鉄金属	0	1	+1	22	31	+9	+40.9%
金属製品	1	0	-1	81	94	+13	+16.0%
一般機械	0	0	±0	50	31	+19	+38.0%
電気機械器具	0	0	±0	37	25	-12	-32.4%
輸送用機械	0	1	+1	54	68	+14	+25.9%
上記以外の製造業	0	1	+1	79	84	+5	+6.3%

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染者を除く）

令和7年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会の開催

日時：令和7年7月2日(水) 13時00分～(予定)
 場所：三重県総合文化センター 文化会館 小ホール(入場無料)
 内容：労働災害防止に関する実演、講演など

～みんなで防ごう 熱中症～

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

準備期間：4月1日～4月30日

取組期間：5月1日～9月30日

【中災防 中部安全衛生サービスセンターの研修】

■【事例・演習で学ぶ化学物質実務シリーズ】 化学物質リスクアセスメントの進め方セミナー【オンライン研修】

◆テーマ・日程

- ①「SDS(安全データシート)の読み方・活用法」 2025年10月1日(水)
- ②「こんなときどうする? クリエイトシンプル」 2025年10月30日(木)
- ③「リスク低減措置(作業環境管理編)」 2025年11月13日(木)
- ④「リスク低減措置(作業管理編)」 2025年12月9日(火)

◆受講料

	①③④金額	②金額
賛助会員	14,850円	17,820円
一般	16,500円	19,800円

※テーマによって受講料が変わります。また、テーマごとのお申込みになります。

■安全衛生管理半日セミナー 【オンライン研修】

◆テーマ・日程

- ①「ヒューマンエラー対策」 2025年7月29日(火)
- ②「安全衛生活動に使えるコーチング術」 2025年11月12日(水)

◆受講料

	金額
賛助会員	8,910円
一般	9,900円

※テーマごとのお申込みになります。



詳しくはHPをチェック

連合会活動日誌

(令和7年1月～3月)

◆1月10日 内宮において令和7年安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催

伊勢神宮(内宮)において、新年恒例の安全祈願祭・新春賀詞交換会を開催しました。安全祈願祭は、連合会長、地区協会会長、連合会理事・監事・災防団体ほか、地区協会の会員を含め200名ほど参加し、県内事業場の安全を祈願しました。

◆2月27日 三重県産業医研修連絡協議会に出席

令和6年度第2回協議会が開催され、令和7年度産業保健関係事業等について協議しました。

◆3月17日 労働福祉部会を開催

令和6年度事業の進捗状況、令和7年度の事業計画等について意見をお聞きしました。また、三重労働局から労働基準部長をお招きし、令和7年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月18日 総務部会を開催

令和6年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について説明し、令和7年度事業計画、予算等について意見をお聞きしました。

◆3月19日 安全衛生部会を開催

令和6年度事業の進捗状況について説明し、令和7年度事業計画、三重県産業安全衛生大会等について意見をお聞きしました。また、三重労働局から健康安全課長をお招きし、令和7年度の労働基準行政の動向・重点等についてご説明・ご指導を頂きました。

◆3月24日 令和6年度第4回通常理事会を開催

令和6年度事業の進捗状況、予算の執行状況等について報告、説明を行うとともに、令和7年度の事業計画及び予算、令和7年度定時総会等を議題に開催しました。

全基連三重県支部からのお知らせ

外国人技能実習制度に基づく養成講習のご案内

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会（全基連）三重県支部では、令和7年度においても、外国人技能実習制度に基づく養成講習を予定しています。実習実施者の皆さま方は、当支部の開催する養成講習を受講いただきますようご案内いたします。全基連ホームページからお申込みください。

講習名	実施月日	会場	受講料(消費税込・テキスト代込)
技能実習責任者講習	6月18日	津フェニックスビル6階講習会場	13,200円
技能実習指導員講習	6月19日	津フェニックスビル6階講習会場	12,100円
生活指導員講習	6月20日	津フェニックスビル6階講習会場	11,000円

連合会からのお知らせ

労働安全法令等改正に伴う新たな講習会を実施する予定です

詳細につきましては、確定した時点でホームページ等でお知らせします。

【騒音障害防止管理者講習】（開催予定日7月22日 午後3時間）

騒音性難聴は、現在においても多く発生していることから、令和5年4月に改訂された騒音障害防止のためのガイドラインで「騒音を発する作業場で労働者に作業を行わせる事業場について、騒音障害防止対策の管理者を選任して、必要な措置を講ずること」されています。本講習は、ガイドラインで定められた科目・範囲について、3時間の所定の教育を行うものです。

【工作物石綿事前調査者講習】（開催予定日8月26日～27日 2日間）

令和8年1月1日からは建築物・船舶に続き「工作物」の解体又は改修作業を行うときは、対象となる工作物に石綿が含まれているか「工作物石綿事前調査者講習」を修了した者に事前調査を行わせなければなりません。本講習は、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令に基づき、工作物石綿事前調査に必要な専門知識を有する「調査者」を育成するためのものです。

講習会（養成講習、特別教育、研修等）予定

種 別	実施月日	会 場	受講費用	
養成講習・特別教育・研修等	安全衛生推進者養成講習	5月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場	14,080円
	衛生推進者養成講習	6月24日	津フェニックスビル6階講習会場	9,900円
	安全管理者選任時研修	7月29日～30日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
	産業用ロボット検査等業務特別教育	5月15日～16日	本田技研工業(株)鈴鹿製作所(研修センター)	16,830円
	産業用ロボット検査等業務特別教育	6月12日～13日	本田技研工業(株)鈴鹿製作所(研修センター)	16,830円
	産業用ロボット検査等業務特別教育	7月17日～18日	本田技研工業(株)鈴鹿製作所(研修センター)	16,830円
	産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	7月23日～25日	NDSソリューション(四日市)	35,750円
	化学物質管理者講習(製造)	6月25日～26日	津フェニックスビル6階講習会場	29,040円
	化学物質管理者講習(取扱)	5月29日	鈴鹿地域職業訓練センター	17,820円
	化学物質管理者講習(取扱)	7月4日	津フェニックスビル6階講習会場	17,820円
	保護具着用管理責任者教育	4月15日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	5月9日	ポリテクセンター伊勢	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	5月30日	鈴鹿地域職業訓練センター	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	6月17日	ゆめぼりすセンター(伊賀市)	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	7月1日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	7月11日	トラック協会尾鷲研修センター	18,150円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	5月20日	津フェニックスビル6階講習会場	21,780円
	【新設】騒音障害防止管理者講習	7月22日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
	衛生管理者能力向上教育	7月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場	19,250円
	第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	5月21日～23日	津フェニックスビル6階講習会場	20,460円

令和7年4月～7月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用
プレス機械作業主任者技能講習	7月15日～16日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,740円
乾燥設備作業主任者技能講習	6月5日～6日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,850円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	4月10日～11日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	4月24日～25日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	5月8日～9日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	6月5日～6日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	6月19日～20日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7月10日～11日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	7月31日～8月1日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	4月3日～4日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	4月22日～23日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	6月3日～4日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	6月17日～18日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月8日～9日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
有機溶剤作業主任者技能講習	7月29日～30日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
石綿作業主任者技能講習	6月10日～11日	津フェニックスビル6階講習会場	12,980円
石綿作業主任者技能講習	7月3日～4日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,980円
建築物石綿含有建材調査者講習	4月8日～9日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
建築物石綿含有建材調査者講習	6月12日～13日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	4月16日～18日	北勢自動車協会(四日市)	19,910円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	5月21日～23日	北勢自動車協会(四日市)	19,910円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6月25日～27日	北勢自動車協会(四日市)	19,910円
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	7月23日～25日	北勢自動車協会(四日市)	19,910円
ガス溶接技能講習	4月19日～20日	ポリテクセンター三重(四日市)	14,630円
ガス溶接技能講習	5月17日～18日	ポリテクセンター三重(四日市)	14,630円
ガス溶接技能講習	6月21日～22日	鈴鹿地域職業訓練センター	14,630円
高所作業車運転技能講習	5月13日～14日 15日・16日	津フェニックスビル6階講習会場 中部電力中勢配電訓練所(美里)	免除なし 45,320円 1号免除 38,830円 2号免除 40,920円

- 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。
- 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご確認ください。
- 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっております。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。個人でお申込みの場合は【一般事業場(非会員)】となりますので、ご留意願います。
- 養成講習、特別教育等については前頁に記載。**